

不在者投票 投票用紙等請求書兼宣誓書

私は、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の当日、以下の事由に該当する見込みです。

令和8年 月 日

(宛先) 新居浜市選挙管理委員会委員長

氏名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
選挙人名簿に記載 されている住所 (新居浜市の住所)	新居浜市		

現住所 (投票用紙等の送付先)	〒 一		
連絡先	電話番号 ----- 携帯番号	()	一

[不在者投票事由]

- 仕事(家族の介護・育児を含む)、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭等に従事
- 旅行、買物、レジャー等のため、自分の属する投票区の区域外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行困難
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、他の市町村に居住
- 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、事実に相違ないことを誓い、
の投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

[投票用紙等の請求のしかた]

- 1 請求書兼宣誓書の所定の欄に本人が自筆で必要事項を記入してください。印鑑は不要です。
- 2 記入を終えられましたら、新居浜市選挙管理委員会(〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号)へ請求してください。公示日以前でも構いません。
- 3 投票用紙及び投票用封筒をレターパックプラスでお送りしますので、投票用紙等に勝手に記入することなく、また、「不在者投票証明書在中」の封筒は開かないで、最寄りの市町村の選挙管理委員会まで持参し、係員の指示にしたがって投票してください。
(投票できる期間は2月7日(土)まで、時間は午前8時30分から午後8時です。)
- 4 郵便による請求の場合は、郵送日数がかかりますので、できるだけ早めに行うようお願いします。(投票日当日の午後8時までに、その不在者投票が新居浜市の指定の投票所に到着する必要があります。)